

令和4年度（2022年）税制改正

令和3年12月末に令和4年度（2022年）税制改正が閣議決定され、予算案は先月衆議院を通過しました。今回は主な改正内容の概要を紹介し、次回以降により詳しい解説を行います。

前回の税制改正に引き続き、日本の未来を見据えた「成長と分配の好循環」の実現に向けた対応となっています。積極的な賃上げを促すための措置を拡充するとともに、環境（省エネ）を考慮した住宅ローン控除制度の延長、経済活性化のために中小企業を優遇する既存税制の延長等が盛り込まれています。

主要な改正項目の概要

	項目	内容
法人税	1. 賃上げ促進税制 (R4.4.1以降開始事業年度から)	適用期限の延長の他、中小企業向けでは従前の賃上げ制度に加え、上乘せ措置が大幅に拡充されます(支給増加額の最大40%控除)。大企業に対してはR3年度と適用条件が変わるほか、一定の拡充措置が整備されます。
	2. 少額減価償却資産 (R4.4.1以降取得分からの見込)	適切な制度運用のため、他への貸付に用いられる資産を除外して適用期限が延長されます。事業年度に依らずR4.4.1から適用される見込みです。
	3. 交際費損金算入制度	交際費の損金不算入制度(大企業)、接待飲食費の特例、中小法人の損金算入の特例の各制度の適用期限が延長されます。
所得税	4. 住宅ローン控除 (R4.1.1以降取得分から)	金利情勢を考慮して、ローン控除の控除率が0.7%に引き下げられ、要件を見直した上で適用期限が4年延長されます。
	5. 配当に係る源泉徴収 (R5.10.1以降の配当から)	子会社からの配当につき、税務申告(納付)で生じる①子会社による源泉徴収と②親会社への還付の不効率な手続きを解消するものです。
贈与税	6. 住宅取得等資金の贈与 (R4.1.1以降の贈与から)	非課税限度額を一律に引き下げ、適用期限を2年延長します。
	7. 法人版事業承継税制	「特例承継計画」の都道府県への提出期限のみをR6.3末まで1年延長します。但し、税制自体の延長はされていないため、所定のR9.12.31までに事業承継(株式の贈与)が行われる必要があります。

その他の改正項目

① 記帳水準の向上のため、不適切な帳簿保存へのペナルティ

所得税、法人税の税務調査で、帳簿が無い場合(提出しない場合含む)や記帳が不十分な場合、その不備の程度によって加算税が5~10%加重されます。また、証拠の無い簿外経費について必要経費・損金不算入となる措置が創設されます。



② 財産債務調書制度の見直し

一定の所得、財産を有する個人に提出義務のある「財産債務調書」「国外財産調書」について、記載すべき財産の基準を緩和するとともに、提出時期を3月15日⇒6月30日に緩和します。一方で、特に高額な(10億円以上)財産保有者については所得基準によらずに提出義務が生じます。

③ 電子取引に係る電子データ保存の猶予

R4.1.1からの電子取引の取引情報の電子データ保存義務について、制度認知と対応が十分でないことにより、十分な対応が取れない等の理由がある場合に(実際には特に理由を問われることなく)、R5.12.31まで書面での保存ができるようになりました。

@3月の予定

3/10・2月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限

3/31・1月決算法人の確定申告
・4,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

